

令和7年8月26日

第444回島根地方最低賃金審議会の開催について

- 1 日 時 令和7年9月5日（金）午前10時00分から
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
（松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎 5階）
- 3 議 題（予定）
 - （1）島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
 - （2）特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
 - （3）その他

4 傍聴人数

傍聴者は原則5名までとし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とします。

（注）ただし、会議は、議題（1）「島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について」のうち、異議申し出者からの意見陳述までを公開とし、以降は、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書を適用して、非公開とします。

[傍聴を希望される方は、9月2日（火）までに事務局にお問い合わせ下さい。]

事務局 島根労働局労働基準部賃金室
松江市向島町134番10
松江地方合同庁舎5階
電話 0852-31-1158

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び島根地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場させることがあります。